

茨城県からの発表事項

感染状況・病床稼働状況が、
悪化の一途をたどっているため・・・

- **緊急事態宣言**の速やかな適用を、
本日、国に改めて要請しました。
- **まん延防止等重点措置**について、
対象区域を追加指定します。

県内の感染状況の推移

第3波

第4波

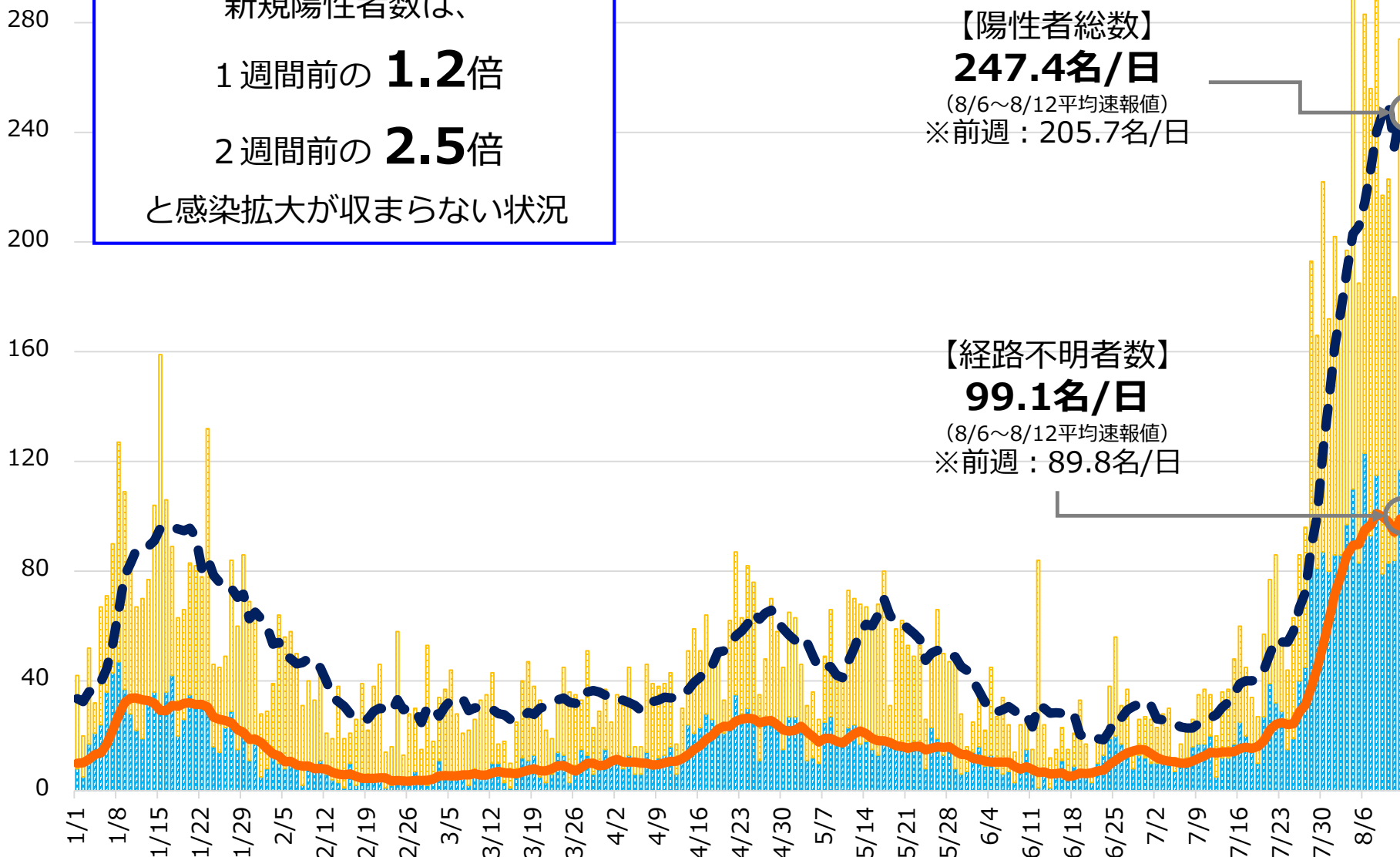
第5波

(経路不明・濃厚接触者等(単日) …名)

新規陽性者数は、
1週間前の **1.2倍**
2週間前の **2.5倍**
と感染拡大が収まらない状況

【陽性者総数】
247.4名/日
(8/6~8/12平均速報値)
※前週：205.7名/日

【経路不明者数】
99.1名/日
(8/6~8/12平均速報値)
※前週：89.8名/日



経路不明者等

濃厚接触者等

経路不明者数 (1週間平均)

陽性者総数 (1週間平均)

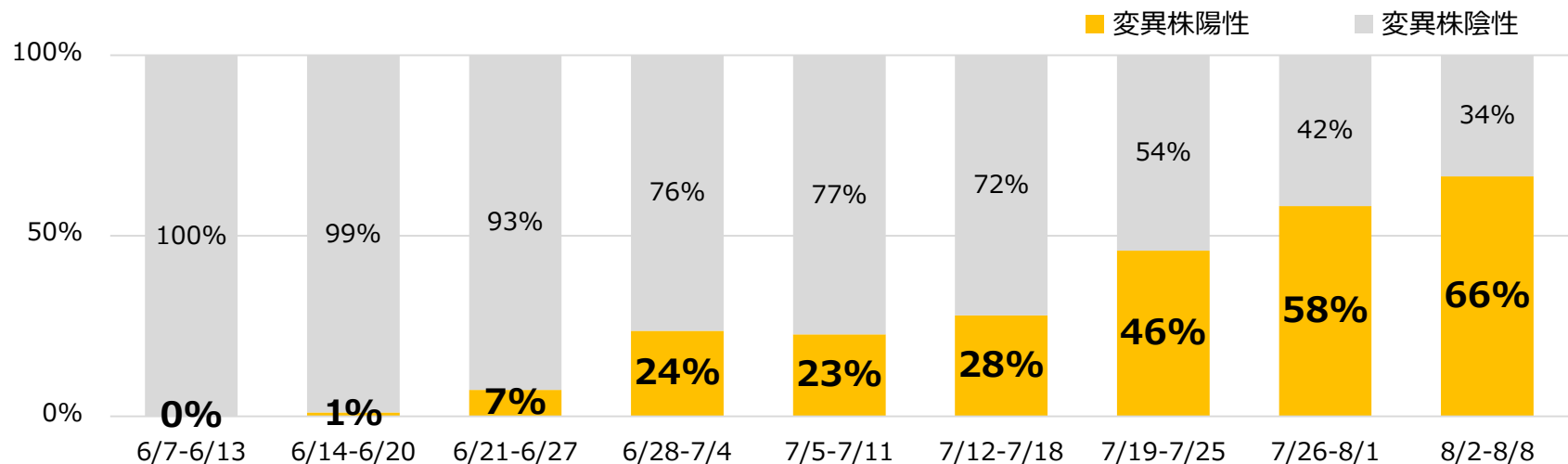
変異株 (L452R) の検査状況

| | 新規陽性者数 (A) | 変異株検査数 (B) | 検査実施率 B/A | 変異株陽性者数 (C) | 陽性率 C/B |
|---------------|------------|------------|-----------|-------------|---------|
| 5月 (5/31) | 16 | 1 | 6.3% | 0 | 0.0% |
| 6月 (6/1-6/30) | 810 | 326 | 40.2% | 27 | 8.3% |
| 7月 (7/1-7/31) | 1,916 | 1,095 | 57.2% | 473 | 43.2% |
| 8月 (8/1-8/8) | 1,884 | 1,085 | 57.6% | 719 | 66.3% |
| 計 | 4,626 | 2,507 | — | 1,219 | — |

※新規陽性者数：新型コロナウイルス感染症の陽性者として公表した数

※変異株陽性者数：変異株を検出した数

変異株検査数に占める変異株陽性者数 (L452R変異)



県内の病床稼働状況の推移

第3波

第4波

第5波

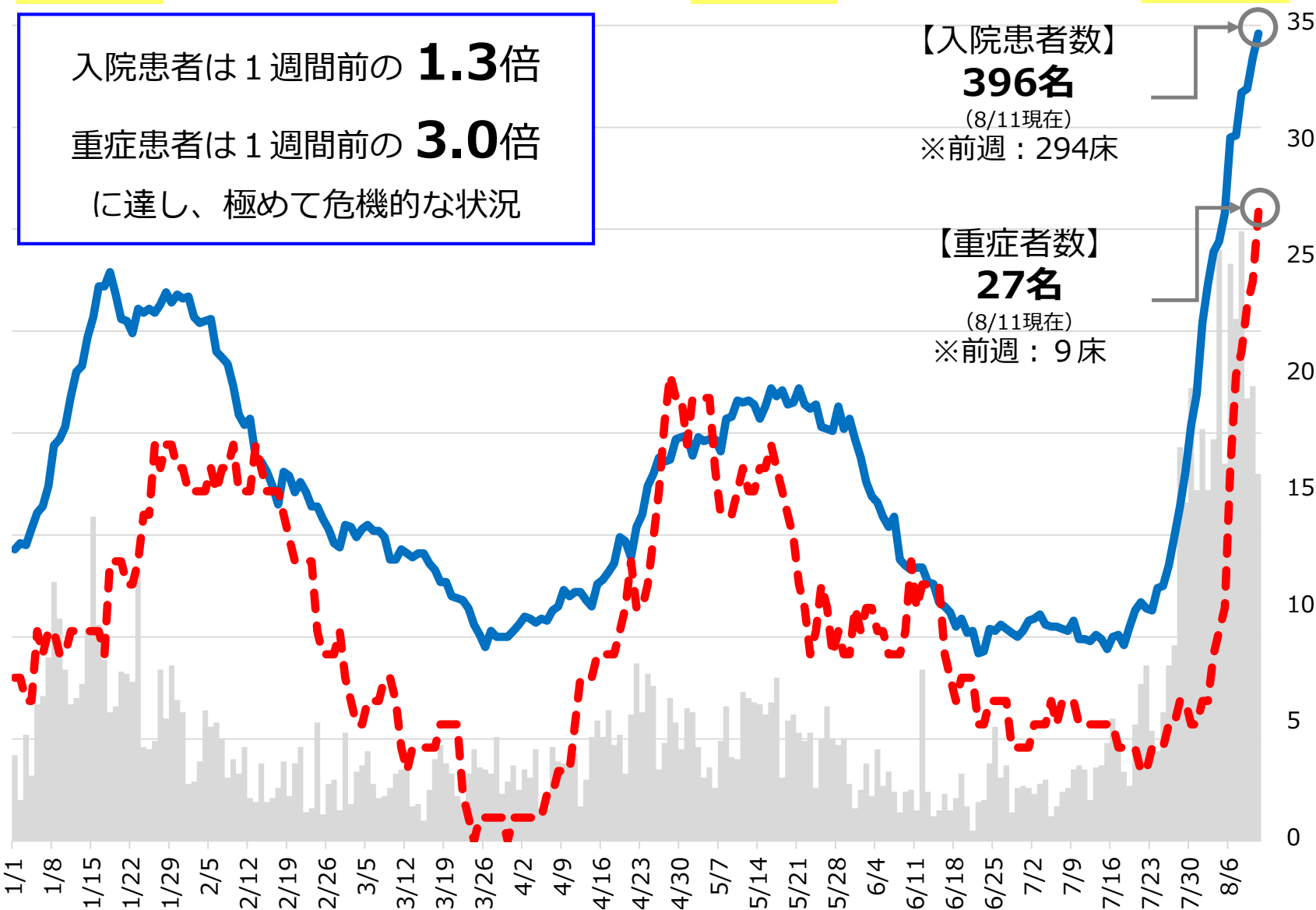
(陽性者数・入院患者数(単位)・・・名)

(重症者数(単位)・・・名)

入院患者は1週間前の **1.3倍**
重症患者は1週間前の **3.0倍**
に達し、極めて危機的な状況

【入院患者数】
396名
(8/11現在)
※前週：294床

【重症者数】
27名
(8/11現在)
※前週：9床



■新規陽性者数 ■入院者数 ■重症者数

| | まん延防止等重点措置 | 県独自の緊急事態宣言 |
|--------------------------------------|--|--|
| <p>考え方</p> | <p>「直近1週間の人口1万人当たりの新規陽性者数」が<u>1.5人以上</u></p> | <p>左記以外</p> |
| <p>8/8(日) ~14(土) 【7日間】</p> | <p>右記6市町以外の <u>38市町村</u></p> | <p>日立市、高萩市、大洗町、 城里町、大子町、河内町 (6市町)</p> |
| <p>8/15(日) ~31(火) 【17日間】</p> | <p><u>高萩市以外の</u> <u>43市町村</u> (日立市、大洗町、城里町、大子町、 河内町の5市町を追加)</p> | <p><u>高萩市</u> (<u>1</u>市)</p> |

<人口1万人当たりの新規陽性者数>

2.5人以上 (国指標のステージⅣ相当)

1.5人以上 (国指標のステージⅢ相当)

※ステージⅣ:

爆発的な感染拡大が起き、医療提供体制が機能不全

※ステージⅢ:

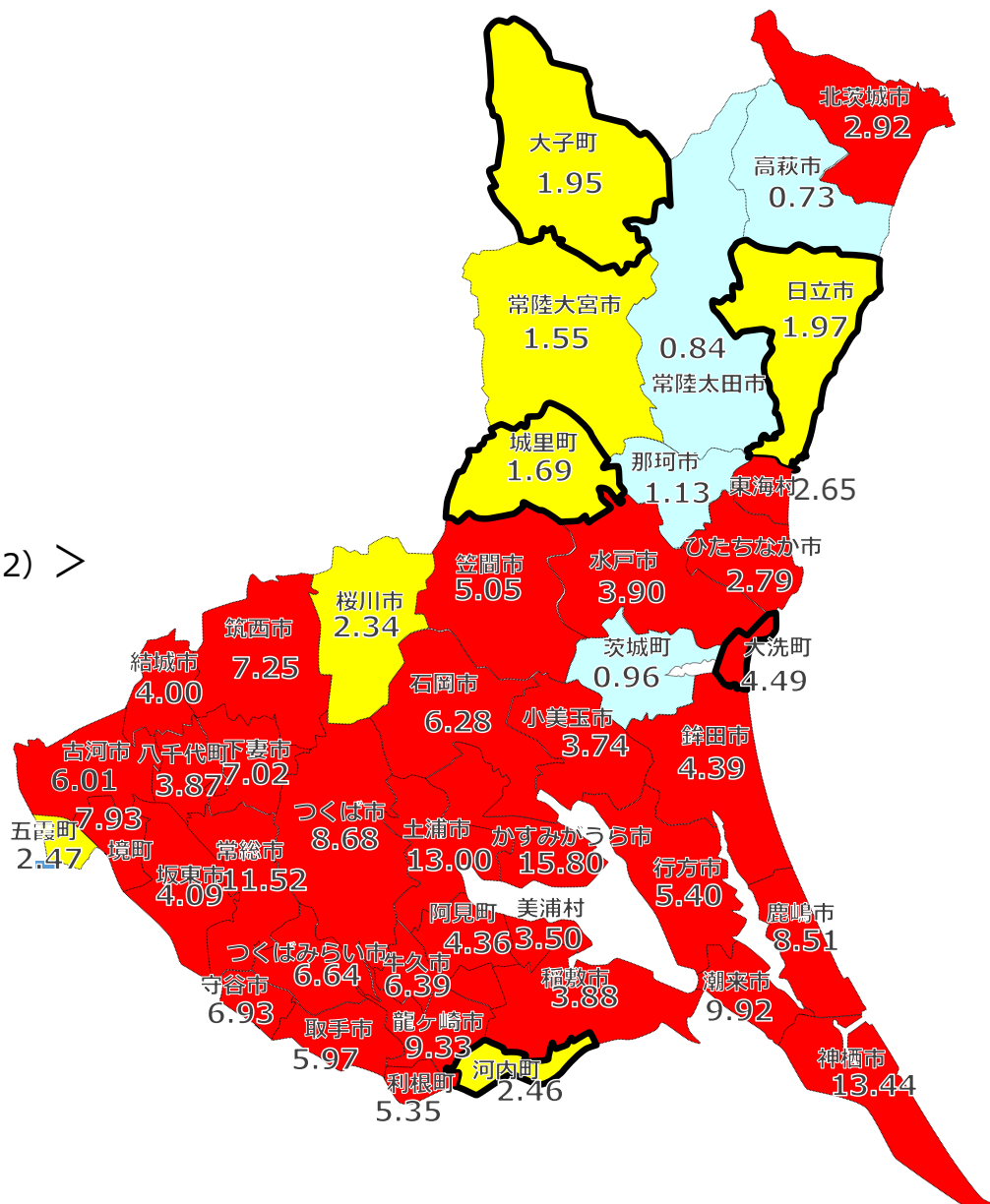
感染者数が急増し、医療提供体制に支障

(各ステージは、病床稼働率や感染者数を総合的に判断)

<上記に該当する市町村の感染状況 (8/6~8/12) >

➤ **新たに該当 (5市町)**

- 日立市 陽性者34人 (人口171千人)
- 大洗町 陽性者 7人 (人口 15千人)
- 城里町 陽性者 3人 (人口 17千人)
- 大子町 陽性者 3人 (人口 15千人)
- 河内町 陽性者 2人 (人口 8千人)



対象区域や対策期間は、今後の感染状況を踏まえて見直しを行う可能性があります。

| 内容 | まん延防止等重点措置 | 県独自の緊急事態宣言 |
|--|---|---|
| <p>飲食店※¹に対する 営業時間短縮要請等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 午後8時から午前5時までの営業自粛 ➤ 酒類の提供（持ち込み）は、終日停止 ➤ カラオケ設備の利用も、終日停止 ➤ 協力金3～10万円 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 午後8時から午前5時までの営業自粛 ➤ 酒類提供は午後7時まで ➤ 協力金2.5～7.5万円 |
| <p>大規模集客施設 （1,000㎡超）※² に対する 営業時間短縮要請</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 午後8時から午前5時までの営業自粛 （イベント開催・映画上映時は、 午後9時以降の営業自粛） ➤ 協力金支給 ※計算方法等は別途公表 | |
| <p>不要不急の外出自粛 ・高リスク行動自粛</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不要不急の外出自粛 ➤ 少人数で行動、混雑する場所を避ける、 午後8時以降の飲食店利用自粛 ➤ 路上・公園等での集団飲酒等の自粛 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不要不急の外出自粛 ➤ 少人数で行動、混雑する場所を避ける、午後8時以降の飲食店利用自粛 |

※1 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者

※2 建築物の床面積が1,000㎡超の大型施設等が対象、1,000㎡以下の施設には同様の対策への協力をお願い

| 内容 | まん延防止等重点措置 | 県独自の緊急事態宣言 |
|-------------|--|------------|
| 会食時の感染症対策 | <ul style="list-style-type: none">➤ 同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで➤ 「いばらきアマビエちゃん」登録店舗を利用 | |
| イベント等開催制限 | <ul style="list-style-type: none">➤ 人数上限5,000人 かつ 収容率50%以下 | |
| 他都道府県との往来自粛 | <ul style="list-style-type: none">➤ 緊急事態宣言等が発令されている都道府県との往来は自粛（その他の地域との往来についても、なるべく控える）➤ やむを得ず往来する際は、感染症対策を徹底するなど特に注意 | |
| 出勤者数の削減 | <ul style="list-style-type: none">➤ テレワークや時差出勤の活用 | |
| 部活動の制限 | <ul style="list-style-type: none">➤ 他校との練習試合・合宿等は自粛（市町村立学校・私立学校・大学等にも、同様の内容を要請） | |
| 県有施設の営業自粛 | <ul style="list-style-type: none">➤ 原則休館（美術館、図書館等は開館を継続） | |
| 海水浴場の閉鎖 | <ul style="list-style-type: none">➤ 海水浴場の開設者に対して、閉鎖を要請（阿字ヶ浦、平磯、大洗サンビーチ） | |

**今回、重点措置区域に追加される日立市、大洗町、城里町、大子町、河内町に
所在する対象事業者は、営業時間短縮に御協力願います。**

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>今回追加された市町への要請期間</p> | <p>令和3年8月15日（日）から令和3年8月31日（火）まで（17日間）</p> |
| <p>要請の対象業種</p> | <p>飲食店（食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者） ※<u>テイクアウト・デリバリー・コンビニ等のイートイン</u>は要請の対象外であり、午後8時以降も営業可</p> |
| <p>要請する内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 午後8時以降午前5時までの間の営業自粛 ・ 酒類の提供（持ち込み）の終日停止 ・ カラオケ設備の終日使用停止（飲食を主としている店舗のみ） |
| <p>協力金の支給 （要請期間全てに協力頂いた店舗が対象）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業1店舗1日あたりの支給額（目安） 売上高3,000万円以下／年：3万円 売上高3,000～1億円／年：3～10万円（売上高に応じて算定） 売上高1億円以上／年：10万円 ○ 大企業も対象（算定式は別途） ※今回、重点措置区域に追加される5市町の要請対象は合計約1,100事業所 ○ 協力金は、8月16日に申請受付開始 |
| <p>問い合わせ先</p> | <p>茨城県 営業時間短縮要請及び協力金問い合わせ窓口 TEL：029-301-5393 受付時間：9時から17時（平日のみ）</p> |

※県内全域の飲食店に対し、令和3年8月6日から令和3年8月31日まで午後8時以降の営業自粛を要請中
 （まん延防止等重点措置区域以外は酒類の提供は午後7時まで:協力金は2.5万円～7.5万円/日）

**今回、重点措置区域に追加される日立市、大洗町、城里町、大子町、河内町に
所在する対象事業者は、営業時間短縮に御協力願います。**

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>今回追加された市町への要請期間</p> | <p>令和3年8月15日（日）から令和3年8月31日（火）まで（17日間）</p> |
| <p>要請の対象業種</p> | <p>建築物の床面積1,000㎡超の大型施設等</p> <p><イベント関連施設等> 劇場、映画館、多目的ホールなど <イベントを開催する可能性がある施設> テニス場、ボウリング場、テーマパーク、ゴルフ練習場、バッティング練習場など <自由に出入りできる施設> 百貨店、ショッピングセンターその他物品販売を営む店舗（生活必需物資は除く）、スポーツクラブ、ゲームセンター等の遊興施設など</p> |
| <p>要請の内容</p> | <p>午後8時以降午前5時までの間の営業自粛 ※イベント開催・映画上映時は午後9時以降の自粛</p> |
| <p>協力金 (要請期間全てに協力頂いた店舗が対象)</p> | <p><大規模施設運営事業者の場合の1日あたりの支給額> 自己利用部分面積※1 / 1,000㎡ × 20万円 × 時短率※2</p> <p><テナント事業者等1日あたりの支給額> 大規模施設内におけるテナント事業者等の専用の店舗等面積 / 100㎡ × 2万円 × 時短率※2</p> <p>※1 自己利用部分面積：テナントの区画や生活必需品販売区画、階段、事務室、倉庫、駐車場等を除いた面積 ※2 時短率：短縮時間 / 本来の営業時間</p> <p>* 協力金の額の計算方法等の詳細は、別途公表</p> <p>○協力金は8月末頃に申請受付開始</p> |
| <p>問い合わせ先</p> | <p>茨城県 大規模集客施設等協力金問い合わせ窓口 TEL：029-301-3489 受付時間：9時から17時（平日のみ）</p> |

1 月次支援金

「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の要請の影響により、対象月ごとに売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者に対し、国が月次支援金を支給。

| | |
|------|--|
| 対象月 | まん延防止等重点措置が講じられている月 |
| 給付要件 | 飲食店や大規模集客施設に対する時短営業や外出自粛等の影響を受け、2021年8月の売上が2019年又は2020年の同月比で 50%以上減少 している事業者であること。 ※要件を満たせば、業種／地域を問わず給付対象 (主な事業者の例) 時短営業の影響を受けた事業者：惣菜製造業者、飲料加工事業者、卸・仲卸 等 外出自粛の影響を受けた事業者：ホテル、旅館、タクシー、バス、小売、旅行代理店 等 |
| 支給額 | 中小法人：上限20万円／月 個人事業者：上限10万円／月 ※対象月の売上減少額が、上限に満たない場合は売上減少額 |
| 申請期間 | 8月分：2021年9月1日(水)～10月31日(日) ※原則、対象月の翌月から2か月間が申請期間 |
| 申請先 | 経済産業省 月次支援金HPからの電子申請(月次支援金で検索) https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html ※コールセンター：0120-211-240(8時30分～19時(土日、祝日を含む)) |

2 雇用調整助成金

雇用維持を図るために、従業員を休業させた事業所に対して、国が休業手当の一部を助成する雇用調整助成金を支給

| | 緊急事態・重点措置区域に所在する飲食店、大規模集客施設等 | 左記以外の事業所 |
|-------------------------|--|--------------------------------------|
| 補助率 ※ () 内は解雇を行わない場合 | 中小企業 : 4/5 (10/10) 大企業 : 4/5 (10/10) | 中小企業 : 4/5 (9/10) 大企業 : 2/3 (3/4) |
| 補助上限額 | 15,000円/人・日 | 13,500円/人・日 |
| 申請・問合せ先 | (申請先)茨城労働局・ハローワーク ※郵送または持参 (問合せ)茨城労働局 029-224-6219(8:30~17:15 平日のみ) 専用コールセンター 0120-60-3999(9:00~21:00 土日祝含む) | |

3 休業支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当を受けることができなかった方に対し、国が休業支援金を支給

| | 緊急事態・重点措置区域に所在する飲食店、大規模集客施設 | 左記以外の事業所 |
|---------|---|--------------|
| 補助率 | 一日当たり平均賃金の8割 | 一日当たり平均賃金の8割 |
| 補助上限額 | 11,000円/人・日 | 9,900円/人・日 |
| 申請・問合せ先 | (申請先)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 (問合せ)専用コールセンター0120-221-276 ※郵送またはオンライン (平日8:30~20:00 土日祝8:30~17:15) | |

以下の窓口で各種補助金等の活用や申請方法などの相談に対応しております。

補助金等の活用や経営に関するワンストップ相談窓口

茨城県よろず支援拠点：029-224-5339

又は 最寄りの商工会・商工会議所へ

<専門家派遣を希望される方へ>

- ・事業継続や雇用維持などの経営課題に直面する中小企業に対し、専門家を**無料派遣**しております **(最大4回)**。
- ・雇用調整助成金の申請方法等でお悩みの場合は、社会保険労務士等の派遣も可能ですので、ぜひご利用ください。

就職・生活・労働に関するワンストップ相談窓口

いばらき就職支援センター：029-300-1916

国の相談窓口

- 最寄りのハローワーク（県内13カ所）
- 茨城労働局総合労働相談コーナー：**029-277-8295**
（ほか県内8カ所）

(令和3年2月5日改定)

| 茨城県全体Stage (判断指標) <small>※①②は単日、③④直近1週間の平均値</small> | | Stage4 <small>感染爆発・医療崩壊のリスクが高い状態</small> | Stage3 <small>感染が拡大している状態</small> | Stage2 <small>感染が概ね抑制できている状態</small> | Stage1 <small>感染が抑制できている状態</small> | 現在の状況 8/11時点 <small>①②：単日の数値 ③④：8/5～8/11の平均値 ()内はいずれも前週の数値</small> |
|--|-------------------|--|---|--|--|---|
| 県内の医療提供体制 | ①病床稼働数 | 287床超 | 287床以下 | 185床以下 | 67床以下 | 396床 (294床) ※Stage4に該当 |
| | ②重症病床稼働数 | 24床超 | 24床以下 | 12床以下 | 7床以下 | 27床 (9床) ※Stage4に該当 |
| 県内の感染状況 | ③1日当たりの新規陽性者数 | 100人超 | 100人以下 | 60人以下 | 20人以下 | 234.7人 (203.0人) ※Stage4に該当 |
| | ④陽性者のうち、濃厚接触者以外の数 | 40人超 | 40人以下 | 25人以下 | 10人以下 | 94.2人 (89.5人) ※Stage4に該当 |

(令和3年8月12日現在) 総合的に判断し **Stage 4**